

肥料販売業者の皆さんへ

池田市都市整備部みどり農政課

I 販売に関する届出について

1 新規届出…肥料販売業務開始届出書の提出

池田市内において肥料を販売する場合は、その営業所（事業所）ごとに次のとおり市長に届け出てください。

(1) 提出期限

販売業務を開始した日から起算して 14 日以内

(2) 提出書類等

①所定の届出書 1 部

②法人の場合は登記簿謄本又は登記事項証明書 1 部、個人の場合は住民票 1 部

※ いずれも発行後 3 ヶ月以内のもの。コピーも可。

③返信用封筒（返信先を明記してください。）

④返信用切手（封筒に貼り付けてください。）

(3) 交付書類

・肥料販売業務開始届受理証

※ これまで所定の届出書を 2 部提出いただき、そのうち 1 部に受付印などの処理をしたものを副本として返却していましたが、申請のオンライン化に伴い従来の副本を廃止し、代わりに受理証を交付します。

2 変更の場合…肥料販売業務開始届出事項変更届出書の提出

届出内容に変更が生じた場合は、その営業所（事業所）ごとに次のとおり市長に届出を行ってください。

(1) 提出期限

変更が生じた日から起算して 14 日以内

(2) 提出書類

①所定の届出書 1 部

②法人の場合は登記簿謄本又は登記事項証明書 1 部、個人の場合は住民票 1 部

※ いずれも発行後 3 ヶ月以内のもの。コピーも可。

③返信用封筒（返信先を明記してください。）

④返信用切手（封筒に貼り付けてください。）

(3) 交付書類

・肥料販売業務開始届出事項変更届受理証

※ これまで所定の届出書を 2 部提出いただき、そのうち 1 部に受付印などの処理をしたものを副本として返却していましたが、申請のオンライン化に伴い従来の副本を廃止し、代わりに受理証を交付します。

3 廃止の場合…肥料販売業務廃止届出書の提出

業務を廃止した場合は、その営業所（事業所）ごとに次のとおり市長に届出を行ってください。

(1) 提出期限

廃止した日から起算して 14 日以内

(2) 提出書類

①所定の届出書 1 部

②お手元に保管中の既届出書副本

4 届出の窓口

池田市役所 都市整備部 みどり農政課
〒563-8666 池田市城南1丁目1-1

TEL : 072-754-6152

FAX : 072-752-6572

Ⅱ 販売にあたっての注意事項

1 肥料の表示について

普通肥料については、保証票（成分等の品質表示）の表示が義務づけられています。また、特殊肥料のうち、堆肥及び動物の排泄物については、特殊肥料の品質表示基準に基づく表示を行わなければなりません。

（補足説明）

(1) 普通肥料の保証票は、①生産業者が肥料を生産したとき、②輸入業者が肥料を輸入したとき、又は、③販売業者が肥料の入った袋などを開いたとき、肥料を詰め替えたとき、バラの肥料を袋などに詰めたときに、それぞれ表示しなければならないことになっています。（①は「生産業者保証票」、②は「輸入業者保証票」、③は「販売業者保証票」という標題です。）

(2) 同様に、特殊肥料の堆肥と動物の排泄物についても、①生産業者、②輸入業者、又は、③販売業者が、上記と同じ区分でそれぞれ品質表示をしなければならないことになっています。（いずれの場合も「肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示」という標題です。）

なお、その他の特殊肥料（堆肥と動物の排泄物以外）については、品質表示は義務化されていませんが、国の指導により所定事項の表示を行うことが要請されています。

2 帳簿の備え付け等について

肥料の販売業者は、販売業務を行う事業場ごとに帳簿を備え、肥料を購入し、又は生産・輸入・販売業者に販売したときは、その都度、名称、数量、年月日及び相手方の氏名を記載した帳簿を作成し、2年間保管しなければなりません。

肥料の生産・輸入業者にあっても、同様の義務が課せられています。

肥料販売業務開始届出書

年 月 日

池田市長 様

住 所

氏 名

電話番号

下記のとおり肥料の販売業務を営みたいので、肥料の品質の確保等に関する
法律第 23 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

1 氏名及び住所

2 販売業を行う事業場の所在地

3 市内にある保管する施設の所在地

肥料販売業務調書（肥料販売業務開始届、同届出事項変更届添付用）

販売所情報	名称	
	住所	〒
	電話番号	
卸・小売等の別		卸売 ・ 小売 ・ 製造
事業内容・他の取扱い資材		
インターネット販売		有（ ） ・ 無
肥料仕入先 ※卸・小売のみ記入 （生産業者・輸入業者は不要）		業者名
肥料販売開始年月日		
添付書類		☐ 登記簿謄本または登記事項証明書 ☐ 住民票 ☐ 店舗一覧表 ☐ 遅延理由書 ☐ 販売所位置図
※販売所位置図（最寄りの駅から）※別紙添付でも可		

添付書類

- ① 個人にあっては、住民票、法人にあっては、登記簿謄本又は登記事項証明（写し可）
- ② 販売所の所在が分かる位置図
- ③ 複数の販売所がある場合は、販売所の一覧
- ④ 遅延理由書（該当する場合）

肥料販売業務開始届出書

記入例

年 月 日

届出書の作成日を記入

池田市長 様

住 所 池田市城南〇-〇-〇

株式会社池田屋

氏 名 代表取締役 池田 太郎

電話番号 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

下記のとおり肥料の販売業務を営みたいので、肥料の品質の確保等に関する
法律第23条第1項の規定により届け出ます。

記

1 氏名及び住所

株式会社池田屋 代表取締役社長 池田 太郎

池田市城南〇-〇-〇

2 販売業を行う事業場の所在地

株式会社池田屋 池田支店

〒〇〇〇-〇〇〇〇

池田市城南〇-〇-〇

3 市内にある保管する施設の所在地

〒〇〇〇-〇〇〇〇 池田市城南〇-〇-〇

肥料販売業務調書（肥料販売業務開始届、同届出事項変更届添付用）

販売所情報	名称	池田屋 池田支店
	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 池田市城南〇-〇-〇
	電話番号	072-000-0000
卸・小売等の別		卸売 ・ 小売 ・ 製造
事業内容・他の取扱い資材		農薬、農業資材
インターネット販売		有 (〇〇オンラインストア) ・ 無
肥料仕入先 ※卸・小売のみ記入 (生産業者・輸入業者は不要)		業者名 なにわ商店
肥料販売開始年月日		令和〇年〇月〇日
添付書類		☒ 登記簿謄本または登記事項証明書 ☐ 住民票 ☒ 店舗一覧表 ☐ 遅延理由書 ☒ 販売所位置図
※販売所位置図（最寄りの駅から） ※別紙添付でも可 販売所位置図は、本様式に貼付けるか、別紙として印刷して提出してください。		

販売業務を行う事業所の住所を記入。

農薬を販売する場合は、別途農薬販売届出書の提出が必要です。

インターネット販売をする場合、出品サイトを記入。

添付書類

- ① 個人にあっては、住民票、法人にあっては、登記簿謄本又は登記事項証明（写し可）
- ② 販売所の所在が分かる位置図
- ③ 複数の販売所がある場合は、販売所の一覧
- ④ 遅延理由書（該当する場合）

肥料販売業務開始届出事項変更届出書

年 月 日

池田市長 様

住 所

氏 名

電話番号

肥料の品質の確保等に関する法律第23条第2項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更した年月日
- 2 変更した事項
- 3 変更した理由

販売所情報	名称	
	住所	〒
	電話番号	
卸・小売等の別		卸売・小売・製造
事業内容・他の取扱い資材		
インターネット販売		有（ ） ・ 無
肥料仕入先 ※卸・小売のみ記入 (生産業者・輸入業者は不要)		業者名
肥料販売開始年月日		
添付書類		☐ 登記簿謄本または登記事項証明書 ☐ 住民票 ☐ 店舗一覧表 ☐ 遅延理由書 ☐ 販売所位置図
※販売所位置図（最寄りの駅から） ※別紙添付でも可		

- ① 個人にあっては、住民票、法人にあっては、登記簿謄本又は登記事項証明（写し可）
- ② 販売所の所在が分かる略図
- ③ 複数の販売所がある場合は、販売所の一覧
- ⑤ 遅延理由書（該当する場合）

肥料販売業務開始届出事項変更届出書

記入例

※販売調書の記入例は
開始届を参照してください

年 月 日

届出書の作成日を記入

池田市長 様

住 所 池田市城南〇-〇-〇

株 式 会 社 池 田 屋

氏 名 代表取締役 池 田 太 郎

電話番号 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

肥料の品質の確保等に関する法律第23条第2項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1 変更した年月日

令和 〇年 〇月 〇日

2 変更した事項

新) 株式会社池田屋 代表取締役社長 池田 一郎

旧) 株式会社池田屋 代表取締役社長 池田 太郎

変更前後で何が変わったかが
判別できるように記入してく
ださい。

3 変更した理由

代表者が変更となったため

肥料販売業務廃止届出書

年 月 日

池田市長 様

住 所

氏 名

電話番号

肥料の品質の確保等に関する法律第23条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1. 販売所の名称及び所在地

2. 廃止年月日

3. 通算受理番号

備考 「1 販売所の名称及び所在地」は、インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接肥料を販売しない場合にあっては、販売者の事務所その他これに準ずる場所を記載すること。

肥料販売業務廃止届出書

記入例

池田市長 様

年 月 日

届出書の作成日を記入

住 所 池田市城南〇-〇-〇

株式会社池田屋

氏 名 代表取締役 池田 太郎

電話番号 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

肥料の品質の確保等に関する法律第23条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1. 販売所の名称及び所在地

株式会社池田屋 池田支店
〒〇〇〇-〇〇〇〇
池田市城南〇-〇-〇

廃止となる店舗、支店等の名称及び住所を記載してください。

2. 廃止年月日

令和〇年〇月〇日

3. 通算受理番号

△△△△

販売届または変更届に記載された受理番号を記載してください

備考 「1 販売所の名称及び所在地」は、インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接肥料を販売しない場合にあっては、販売者の事務所その他これに準ずる場所を記載すること。